

令和4年度 第2回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	： 令和4年8月23日（火）午前10時から午前11時30分まで
場 所	： 県庁行政庁舎14階 経済商工観光部会議室（オンライン併用）
出 席 者	： 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和4年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願います。

事務局

※資料1，資料1-Aに基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が3件、変更の届出が2件ありました。

それでは、今回届出のあった、既存店の変更であるイ「イオンタウン柴田」について、次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。

既存店の変更は、審議区分上は「報告事項」であり、事務局案においても「報告事項」ということでしたが、御意見があればお願いします。

私から一点確認です。資料15ページの建物配置図について、駐車場の収容台数は、青字点線の駐車枠を除外して500台確保されているということですか。

事務局

はい。

蒔苗委員長

青字点線部分を含めるとどの程度の台数になりますか。

事務局

254台増加します。

蒔苗委員長

青字点線部分を含めると実質的に700台以上は確保できているため、問題ないと判断したということですか。

事務局

はい。

小林委員

出入口2を変更するというので、図面上は住宅があるのかわからないのですが、騒音について問題ないのでしょうか。

事務局

現段階では、出入口2付近には住宅はなく、今後住居となる予定もないため、騒音の影響は小さいと考えられます。

蒔苗委員長

出入口2の向かい側は工場ですか。

事務局

出入口2の北向かい側は工場の敷地となっています。道路を挟んで東向かい側は空き地となっており、都市計画上は工業地域となっております。

内田委員

これから使用しなくなる点線の駐車スペースについて、区画線は残したままなのでしょうか。また、出入口2のあたりのところに、届出上は駐車場としては使わないようなスペースが出来るのですが、現状だとこのスペースに車両が進入すると思われるため、繁忙期でない時期にコーンを置く等の措置はあるのか教えてください。

事務局

駐車区画としては、線は残したままという形となります。イベントや催事で活用するときには、駐車ができないような措置を講じます。そのときにイベントスペースとして使用する台数を減少させた届出としております。通常時につきましては、区画線は消さず、他の駐車場と同じように使える状態となっているという報告を受けております。

内田委員

わかりました、ありがとうございます。

蒔苗委員長

そのほか御意見などございますか。

小林委員

催事で来客が増える際に駐車台数が500台となるところが少し気になりました。そのあたりの検討が必要かと思いますが、この場合に対策は取られるのでしょうか。別地に用意したり今後混むようなら対処したりするということがあれば、審議はしなくてもよいかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

今回の届出台数500台は、現況の来客の数を調査した上で充足する台数を計算しておりますので、催事の時の最大充足数ではありません。ただ、催事の際は、来客の増加が見込まれるため、あくまで店舗に買い物に来た方用に500台分確保するよう設置者に伝えたいと考えております。催事といっても今のところ、献血車両の駐車というところでの使い方を考えているとのことでございますので、現時点ではそこまでの駐車台数が増えるという想定はありません。

蒔苗委員長

大規模なイベント等ではないということですね。

事務局

はい。

蒔苗委員長

催事の時の駐車台数等について、県の意見書の報告の際に反映させることは可能ですか。

事務局

県意見通知の前に、委員会で御報告いたしますので、その際に御意見があれば反映いたしま

す。

本郷委員

非物販の中に、柴田町まちづくり推進センターとありますが、これは町の役所等もここには入っているのでしょうか。要するに、町として対策とか取り組むような計画というものはあるのでしょうか。もちろん県で行うような事項だとは思いますが、そのような計画があるのであれば、かなり安心できる部分はあると思いました。その辺はいかがでしょうか。

事務局

大規模小売店舗立地法の手続き上、柴田町にも届出の通知及び意見照会を行い、意見等があった場合には、設置者の方に投げかける機会を設けておりますが、現在、届出についての意見を募集している最中ですので、今のところは柴田町からは何か意見等はいただいている状態です。

本郷委員

はい、わかりました。

栗原委員

確認なのですが、来客用駐車台数については、青字区画のところを抜いて黒字区画だけで500台という届出ですよね。それで、届出しない青字区画のところでは何か催事をするというわけですけども、500台確保しているのであれば、例えばツルハドラッグさんの目の前の黒字区画の来客用駐車場のところで催事をするといったことは可能なのでしょうか。届出台数が確保されていれば、どこで催事をしてもいいのか、青字区画の範囲に限られるのか。立地法上そのような決まりはあるのでしょうか。

事務局

催事をする場所を変えることで、立地法上の駐車場の位置変更にあたるかどうかという判断になりますが、指針上は、同じ敷地内でつながっているものであれば、基本的に位置変更には該当しない取り扱いとなります。

栗原委員

立地法上問題はないということですね。献血については、催事スペースとして届出された箇所で行うとは思いますが、他のところの店舗を見ますと、よく店前で催事をやっているところを見かけるため、お店で何か催事をしようとするのであれば、通常店前でやるのが考えられます。それが許されるのであれば、必要駐車台数が確保できていればよいと思うものの、一方で900台以上だった駐車台数が500台になるという点を考えたときに、何も審議しな

くていいのか疑問には思うのですが、最終的には委員長の御判断でよいと思います。

蒔苗委員長

何かこの件に関して御意見などありますか。

本郷委員

今回に限らない話なのですが、営業中の店舗で駐車台数を減らすような届出の場合、実際の写真等で現状どのくらい余裕があるのかが分かると、非常に審議しやすいのではないかと思います。以前、岩出山の方のスーパーの駐車台数を減らす審議があった際に、たまたま行ったことがある店舗で、駐車場が非常に空いていたことが分かっていたため、審議しやすかったこともあったので。

事務局

貴重な御意見ありがとうございます。次回以降の対応とさせていただきます。

蒔苗委員長

そのほか御意見ありますか。それでは、この案件は非常に悩ましい案件ですが、来客用駐車台数が大きく減少し、懸案されている事項についていくつか説明不足な点もあるというところで、審議にかけたほうがよいのではと思いますがいかがでしょうか。基本的にはこれでよいのだと思いますが、台数変更を肯定できるような情報がなく、その部分の説明が不足しているとのことで、その辺を補足していただければよいと思います。また、駐車場台数を時間単位で計測した結果が恐らくあるのしょうから、それも付してもらえると丁寧だと思います。最大台数しか書いておらず、実際に一日の駐車台数がどう変動したのかとか、せつかく12時間程調査しているようですので、その部分も資料として示していただければ、審議しやすいかなと思いました。このような形で進めたいと思いますが、異論などありますか。それではこの案件、事務局案とは異なりますが、審議ということで対応していただければと思います。

事務局

はい。次回の専門委員会時に審議案件として取り扱いさせていただきます。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】(仮称)ドラッグストアモリ石巻東中里店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

それでは次の議題に移ります。議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、

審議を行います。イ「(仮称)ドラッグストアモリ石巻東中里店」の届出概要について審議を行いますので関係者の参加を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

栗原委員

私からよろしいでしょうか。開店時刻が24時間というように届出をされていますが、実際の運営は何時から何時までというように決められているのでしょうか。それとも当初より24時間営業ということになるのでしょうか。

設置者

現段階では、9時から24時までと考えております。登録販売者資格の問題があり、まだそれがそろっておりませんので、そろい次第24時間営業とする予定ですが、当面の間は9時から24時までと考えております。

栗原委員

9時に開店して24時に閉店ということですか。

設置者

はい。

栗原委員

搬出入時間は大体何時頃ですか。

設置者

大体は朝方になると思います。朝6時から10時くらいまでには終わる見込みです。

栗原委員

店舗が深夜の閉店時間中、駐車場はチェーンかなにかで閉鎖をしておく予定はあるのでしょうか。深夜帯は現時点でお店は営業しない予定ということなので、お店を営業していない間の駐車場の管理というのはどのようにお考えですか。

設置者

閉店に合わせて、出入口はチェーンバリカー等で施錠いたします。

栗原委員

わかりました。道路沿いなので、深夜に車が休憩等で止まったりすると騒音の影響があるのかなと思ったので。ありがとうございます。

本郷委員

西側の店舗出入口付近に遮音フェンスが一部だけあるように図面では拝見されますが、図面のとおりに、一部だけあるという状況なのでしょうか。

設置者

店舗西側に2階建て住居があるのですが、そちらの住民の方とお話をいたしまして、駐車場から見えないようにということで、住民様の意向を踏まえてその分の目隠しフェンスを設置する予定となっております。

本郷委員

そうすると、フェンスの長さは住民様と御検討されたということですね。

設置者

そうです。

本郷委員

わかりました。それであれば結構です。長さがずいぶん短いなと思いましたので。ありがとうございます。

蒔苗委員長

そのほか質問等ございますか。それでは私からよろしいでしょうか。出口No.2からの左折出庫について、警察協議で、右折レーンに進入すると危険であるとの指摘があったように記載されていますが、これに対する対応は何かされているでしょうか。

設置者

今のところは路面表記のみで、特にそれ以上の対応は考えておりません。多くのお客様が見込まれるオープン時には交通整備員を配置して、車の流れを誘導していくというような考えでおります。

蒔苗委員長

交差点に結構近く、2車線にまたがるということなので、出口の誘導は結構気を付けて行ったほうがよいかと思います。基本的には一番左の車線に流すような形で。

設置者

はい、そうですね。

蒔苗委員長

また、西側から来るお客さんの退店については、どういう経路を考えられているでしょうか。

設置者

資料でいきますと、32ページになるのですが、当初は、東側の出入口を右折して、さらにその調査交差点を右折で帰っていただくような誘導経路を設定していたのですが、調査した結果、赤信号の時に発生する右折滞留長により、店舗から右折で出られないということになりましたので、基本的には左折で出庫していただくような誘導としました。そうした場合に、青の破線で書いております退店経路のとおり、一旦北進していただきまして、交差点を右折して帰っていただくような誘導経路ということになりましたので、このような形で退店については誘導したいと考えております。

蒔苗委員長

この辺の誘導は、駐車場の出口にそのような表示をすとかになりますか。

設置者

そうですね。あとチラシ等で告知したいと考えております。

蒔苗委員長

はい。この交差点は車線も多くて右折も車線変更もかなり大変だと思われるので、そのあたりを十分に告知等できるように対応いただければと思います。

設置者

はい。

蒔苗委員長

そのほか質問等ありますか。では、私からもう1点なのですが、先ほど遮音機器の話で説明があったのですが、周辺の住宅の住民の方々とは概ね交渉はうまくできているということによ

ろしいのでしょうか。

設置者

はい。すでに近隣住民の方には、内容を御説明して、このような騒音対策を講じることに ついても説明が終わっております。

蒔苗委員長

はい。そのあたりがうまくいっているのであれば、問題ないかと思えます。

内田委員

今の委員長がおっしゃったことの付け足しなのですが、荷捌きの時間帯が割と早朝の方に設 定されているのですが、こちらに関しても住民の方に説明されて了解済みということによろし いでしょうか。

設置者

はい。

内田委員

わかりました。ありがとうございます。

小林委員

細かい話なのですが、駐輪場の部分に店舗出入口脇の片開きのドアが重なっているので、消 防法によるドアなのかなとは思いますが、少し駐輪場の場所の御配慮をいただければいいのか なと思えました。

設置者

わかりました。少しずらして配置いたします。

蒔苗委員長

そのほかよろしいでしょうか。では、この件については終了いたします。関係者の方は退出 願います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【新設】薬王堂宮城大郷店（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、議題（３）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案についてイ「薬王堂宮城大郷店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料３に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますか。特にないでしょうか。既存店舗の改修ということで、ほかの住民の方の意見も特にないような状況ですので、騒音レベルの最大値の予測結果の基準を超過している地点に対しての付帯意見をするというような対応でいいと思えますがいかがでしょうか。それでは説明のとおり進めてもらうこととします。

**（４）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について
イ【変更】ドン・キホーテ古川店（法第６条第２項）**

蒔苗委員長

続きまして、議題（４）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について、イ「ドン・キホーテ古川店」の意見案について事務局から報告願います。

事務局

※資料４に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますか。特によろしいでしょうか。本委員会でも２４時間営業については色々と意見があがっていたところですが、現状２４時までの営業で特にクレームなどはない状況ということですが、２４時間営業になった場合に新たな問題が発生する可能性もあるということで、それに関する意見を付するというのでこの委員会では決定してよろしいでしょうか。それでは説明のとおり進めてもらうこととします。

ロ【変更】利府ペアガーデン（法第６条第２項）

蒔苗委員長

続きまして、ロ「利府ペアガーデン」の意見案について事務局から報告願います。

事務局

※資料5に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますか。よろしいでしょうか。付帯意見案に書いているように騒音対策を実施するという項目については実施してもらおうということで行きたいと思います。若干気になるのが、バックブザーについて保安基準が変わりそうという話があって、早ければ来年からバックブザーが義務化されるというようなことが今検討されているため、今回はこれでよいかと思いますが、今後その辺の状況も調べつつ、検討してもらった方がいいかもしれないですね。

事務局

はい。ありがとうございます。

ハ【変更】イオンモール名取（法第6条第2項）

蒔苗委員長

続きまして、ハ「イオンモール名取」の意見案について事務局から報告願います。

事務局

※資料6に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かありますか。特に問題ないでしょうか。それでは、説明のとおり進めてもらうこととします。

（5）その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。その他の事項について、事務局から発言願います。

事務局

次回の専門委員会についてご説明いたします。次回の専門委員会につきましては、10月～11月頃に開催させていただきたいと考えております。おって日程調整の依頼をさせていただきますので、御対応のほどどうぞよろしくお願いいたします。

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。次回は10月～11月頃に開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。